

岩出市汎用圧着はがきの広告掲載に関する取扱要領

平成23年2月4日告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、岩出市広告掲載要綱（平成20年岩出市告示第110号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、市が作成する汎用圧着はがきに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 汎用圧着はがきへの広告は、要綱第3条に定める内容のもの又は岩出市広告掲載基準第2項に定めるもののほか、汎用圧着はがきへの広告として適当でないと市長が認めるものについては、掲載しない。

(広告の掲載位置及び規格等)

第3条 広告を掲載する広告の掲載位置、規格及び掲載料等は、次のとおりとする。

広告掲載位置・規格	掲載位置：汎用圧着はがきの裏面 サイズ：縦10cm×横9cm 枠数：1枠 広告の刷色：青1色（単色）
掲載料	1枚につき2円（税込み）
入稿形態	データ形式：イラストレーター等（文字等：アウトライン化）
その他	①掲載料には、広告の原稿制作費（デザイン等）は含まないため、広告主が作成し、完全データで入稿すること。 ②広告枠内に広告主の名称及び連絡先を明確に表示すること。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、印刷枚数に2円を乗じた額とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、汎用圧着はがきの在庫がなくなるまでとし、期間中は、原則として掲載を中止することはできないものとする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載の募集は、市広報及びウェブサイト等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 汎用圧着はがきに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、岩出市汎用圧着はがき広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告の内容、デザイン等の作成に要する費用は、広告主が経費を負担して市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載申込書の提出を受付したときは、速やかに審査し、

可否を決定するものとする。ただし、広告の内容等に疑義が生じた場合は、要綱第5条に基づく委員会により広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載が適当であると認められる広告主が予定の枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 市内に事業所（本店、支店、営業所等を含む。）がある広告主

(2) 前号に掲げる以外の広告主

3 前項の規定によっても同順位の広告主が複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、岩出市広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、第3条に規定する広告掲載料の全額を、市長が定める期日までに納付しなければならない。

（広告内容等の修正）

第10条 市長は、広告の内容及びデザイン等が法令等又はこの要領に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができるものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、広告を印刷する前において次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を納期限までに納付しなかったとき。

(2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。

(3) 広告主が指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

(4) 広告主が前条の規定による広告内容等の修正を行わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載が適当でないと判断したとき。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。

（広告掲載の中止及び損害賠償）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その広告の掲載を中止することができる。この場合、納付済の広告掲載料は返還しない。

(1) 広告主が、岩出市広告掲載基準第2条に規定する業種又は事業を営む者となったとき。

(2) 広告主が、市の名誉と信用を失墜させるような行為又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないとき市長が判断したとき。

2 市長は、前項各号において広告を中止したことにより市が損害を受けたときは、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(広告主の責務)

第14条 掲載した広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に被害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第15条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主が協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、汎用圧着はがきの広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年2月4日から施行する。

年 月 日

岩出市長 様

(申込者)

所在地

名称

代表者名

TEL

印

担当者職・氏名

連絡先TEL

岩出市汎用圧着はがき広告掲載申込書

岩出市汎用圧着はがきの広告掲載に関する取扱要領第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。


記

- 1 広告媒体名 岩出市汎用圧着はがき
- 2 広告原稿 別添のとおり
- 3 その他 (1) 岩出市広告掲載要綱等の広告関連規定を遵守します。
(2) 岩出市が市税の納付状況を確認することに同意します。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

岩出市長 中 芝 正 幸 

岩出市汎用圧着はがき広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
(理由)
- 2 広告掲載料 金 _____ 円 (消費税を含む。)
- 3 広告掲載料納付期限 年 月 日
- 4 広告原稿提出期限 年 月 日